

令和 6 年 12 月 20 日

所属：島根県立大学

氏名：石橋照子

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合している。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の基本理念を「HEART」で表現し、その理念に基づき教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育てるために、ディプロマ・ポリシー(以下、DP)、カリキュラム・ポリシー(以下、CP)、アドミッション・ポリシー(以下、AP)の三つのポリシーを明確且つ簡潔に掲げている。そして、使命・目的及び教育目的とともにホームページ、学生便覧、シラバス等に簡潔に示し、学内外へ周知するよう努めている。殊に学生便覧には、DP と教育目標の関連について図式化して示し、教育目標間の関係を図解化、目標と科目との関連を入学年次ごとに履修モデルとして明示するなど、学生がロードマップを描き学修管理できるよう工夫がなされている。

教育研究組織の構成との整合性についても、使命・目的等を果たすため、看護学部看護学科には 2020 年に保健師養成課程を併設、大学院看護学研究科においては、開設 2 年後の 2021 年に高度実践看護師養成課程として「がん看護学」、「精神看護学」を開設し専門看護師（CNS）教育をスタート、2023 年には「クリティカル看護学」及び「エンドオブライフケア学」を開設するなど、時代の要請に合わせて変革を進めていることを理解することができた。

「基準 2. 学生」について

AP は、教育目的を踏まえて策定されており、広く学内外に周知されている。その AP について、入試委員会を中心として、毎年度、出願資格や選抜方法等入学者の受入れ方法が AP に沿っているか検証され適切な入学者選抜に努めている。看護学部は令和 5 年度の段階で在学生及び入学生ともに定員を割っており、学生確保に向けて、有効な広報活動を行い良好な教育環境を確保できるよう努力を求める。一方、大学院看護学研究科は、高度実践者養成のコースを増設するなど、ニーズに合わせた改革ができており、定員を上回って在学生・入学生の確保ができています。

学修支援について、「教務・カリキュラム委員会」「学習支援委員会」「学生支援委員会」及び、教員が主体となったチューター制度の両輪により実施体制が整備されている。殊に、チューター制度は、一教員の担当する学生が 6～7 人と少なく、個人面談や保護者を交えた三者面談などきめ細やかな支援ができてお

り、「学生生活満足度・実態調査報告書」において、学生の満足度は非常に高い。それに満足することなく、学年ごとに学年主任に加え学年副主任を配置して複雑・困難な相談対応の充実を図っている。また、さらなる基礎学力向上に向け、入学前オンライン学習に加えて、看護学生向けのドリル（看護学生プレトレーニング）を導入するなど、学修支援の充実に努めている。

キャリア支援について、特色は、ポートフォリオを活用したキャリア教育である。担当チューター教員が1年次から4年次まで継続してポートフォリオを活用した個別相談を行い、目指す看護師像を1年次から明らかにし、3年次後期の領域別看護学実習での学修と関連づけて、専門職としての社会的・職業的自立に向けた学修支援が行われており、自己のキャリアを継続的にデザインし続けていく能力の育成をめざしている。ただ、ポートフォリオの活用が計画通りできているか十分に把握できず、今後に期待する。

校地、校舎は、設置基準充足のもと、適切な管理がなされ、実習施設、図書館も有効に活用されている。亀田グループに属する強みを最大限に生かし、看護学臨地実習の多くを実施する亀田総合病院と連携して教育が実施できており、学内に受け持ちの患者の情報収集が行えるように、強固なセキュリティ対策のもと、電子カルテが閲覧できる電子カルテ室が設置されている。

校内に視覚障害者誘導用ブロックを導入したり「国際シンボルマーク」を設置したり、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図った学修環境が整備されるとともに、「VOICE ボックス」の設置により、学生の意見・要望への対応を行っている。また、学生生活満足度・実態調査の分析も丁寧に実施され、わかりやすくまとめられており、改善に活用できている。学生生活満足度・実態調査について、回収率が60%台であり、今後、さらなる活用に向け回収率向上を期待する。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、DP及びCPを策定し、DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が策定されている。それを学生便覧、シラバス、大学ホームページ等に掲載し、且つガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し学生に周知できている。学生生活満足度・実態調査においてもシラバス・科目構成の説明に対して、ほぼ全員の学生が利用し、9割強の学生が「満足」と回答しており、よく周知できている。

CPはDPとの一貫性が確保され、CPに沿った教育課程の体系的編成がなされている。殊に、シラバスには、CPに沿って配置されている科目の全てに教育目標(7つの必須要素)のどの項目と関連があるのかを明記している。また、それぞれの科目にはカリキュラムマップに示している科目ナンバリングと「授業概要」、「達成目標」「履修条件」「授業計画」「事前・事後学習」「評価方法・評価基準」などを記載し、学修者にわかりやすく詳細に伝えている。これにより学修者がDPと紐づけた学びの理解と1単位45時間の学習確保につながり、「学修者本位の教育」を指向されていることが理解できる。大学院においても、学部と同様にアクティブ・ラーニングの手法が充分に取り入れられている。

令和3(2021)年度に三つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化方針としてアセスメント・ポリシー(学修成果の可視化方針)が策定され、教育の内部質保証のためのPDCAサイクルが明確に示された。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学長戦略室IR部門と関係する委員会でアセスメント・ポリシーにおける項目のデータを分析し、学修成果の点検・評価が実施されている。まだ令和3年度からの取り組みであり完成途上と思われるが、学生に身につけさせる能力の明確化、それに基づく教育課程の整備・実施、達成度の把握、そして教育システムの検証と改善・向上という一連の流れの実現が期待でき

る。

「基準4．教員・職員」について

「亀田医療大学 ガバナンス・コード」には学長の権限だけでなく責務も明確に記載され、副学長の配置や「大学運営・質保証推進会議」の設置により、学長が大学運営の責任者としてリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。また、「内部質保証プロジェクト」、「評価部門」「IR 部門」から組織される「学長戦略室」が設置され、学長が室長となり、自己点検・評価を徹底し、大学運営を円滑に遂行できている。

大学の運営、教育・研究関連事項は、委員会で審議のうえ、学長に報告される体制となっており、教学マネジメントは、大学の意思決定における学長のリーダーシップの発揮及び権限の適切な分散と責任の明確化に配慮して構築されている。

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等は、「亀田医療大学教員選考規程」「亀田医療大学教員選考基準」を適切に運用し、「亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針」に基づき教員の採用及び昇任における審査が実施されている。また、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動で教職員の資質・能力向上が積極的に図られている。

研究支援について、総合研究所を中心に研究資源を有効に活用した上での研究計画作成から論文作成まで支援が行われている。また、科研費補助金申請・獲得促進に向け「科研費申請強化月間」を設けたり、研修会を開催するなどの支援を実施されているが、2022年度は科研費採択率20%以上の目標は達成できていなかった。教員の研究力向上のための研修会や研究の気運を盛り上げる企画を実施するなど、さらなる支援を期待したい。

「基準5．経営・管理と財務」について

学内にLED照明を導入したり、共用スペースに人感センサーによる自動点灯・消灯システムを導入するなど、電力使用の省力化を図り、環境保全への配慮に努めている。

法令遵守のもと、環境保全、人権、安全等に配慮した運営を行い、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的を実現するための継続的努力をしている。

理事会、評議員会、監事がそれぞれの役割を果たし、相互チェック体制が適切に機能している。さらに、法人運営と大学運営が適切かつ円滑に行われるよう、「経営会議」等の補助機能を設け、機能的な運営が行われている。

「基準6．内部質保証」について

PDCAサイクルとアセスメント・ポリシーを提示し、それを担うための大学運営・質保証推進会議が設置され、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価がなされている。そこで意思決定したものは、学長戦略室に置かれた評価部門、IR部門、内部質保証プロジェクトチームにより、内部質保証の実質化に向けた取り組みが行われている。具体的には、学長戦略室の評価部門は、教員の業績評価、自己点検

評価、授業評価など評価に関わることを中心とした業務を行う。IR 部門は、データリクエストによる意思決定支援を行う。加えて令和4年から内部質保証プロジェクトが設置され学修成果の可視化に向けた取り組みが行われている。これにより「内部質保証の実質性を問う評価」を機能させ、明確にされた大学の課題について、PDCA サイクルを循環させ改善に努めている。

また、自己点検・評価の結果はホームページを通じて外部に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

「基準 A」について

地域社会貢献について記載されている。

「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を中心に、以下の社会貢献活動を実施している。認知症カフェ「はななかふえ」を毎月開催している。高等学校(医療・福祉コース)への支援では、出張講座の他に体験型職種紹介を実施している。市民公開講座では、「高齢者における心臓病のトピックと健康維持」の講座を開催している。また、高大連携締結校の生徒には探求学習の支援を行っている。

このように、積極的に地域社会貢献活動がなされており、大学が果たすべき「教育機会の提供」「地域を支える専門人材の育成」「知的資源の社会への還元」の要素を満たす活動ができており、基準 A を満たしている。

「特記事項」について

2023 年度における評価活動を通して、第二期中期計画（2021-2025）にもとづく全般的な取り組み、学部・研究科における主体的かつ先駆的な実践活動を、全学的にフォローアップして PDCA サイクルを回す評価・改善の仕組みが整備されていることなどを十分に理解することができた。田中美恵子学長をはじめとする教職員各位の努力に心から敬意を表したい。

また、第4期認証評価の方針である「学習成果を基軸に捉えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」について、既に取り組まれている点など学ぶ点も多く、看護をめざす人材確保、育成とともに学び合いながら前に進めていきたいことを最後をお願いして、謝辞に代えさせていただく。

以上

令和 6 年 11 月 8 日

所属： 東京女子医科大学看護学部

氏名： 小川 久貴子

I 評価結果

【判定】

総評をふまえ、亀田医療大学は、公益財団法人 日本高等教育評価機構 大学評価基準に適合していると思います。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

亀田医療大学（以下、本大学）学部の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則り、HEART の理念に基づき、「亀田医療大学学則」に明記されている。学則をふまえた三つのポリシーも簡潔な文章で定められ、学生便覧、大学ホームページ（以下、HP）で周知している。本大学院の使命・目的も同様に「亀田医療大学大学院学則」に明記され、三つのポリシーを定め、HP 等で周知している。

本大学の個性・特色は、世界標準の医療評価認証取得の医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンター（以下、メディカルセンター）で実習を行う充実した学修環境で看護師・助産師養成に努めてきた。また、法令改正や超高齢化などの社会情勢、南房総地域医療ニーズに対応すべく、学長のリーダーシップのもと大学運営・質保証推進会議、教授会をはじめ各委員会で審議し、大学院修士課程、保健師養成コース増設、高度実践看護師教育課程設置など学修者が最大限に能力を発揮できるよう教育支援体制を整備している。

学校法人鉄蕉館（以下、本法人）の「第二次中期計画」の冒頭に基本理念・使命を掲げ、長期にわたり時代の要請に応え得る教育・研究機関として看護職育成に努めるべく具体的な指標を明示し、教職員の理解と支持のもと策定し、HP へ掲載して学生、保護者等のステークホルダーに広く周知を図っている。以上のことから、基準 1 「使命・目的等」について基準を満たしている。

「基準 2. 学生」について

学生の受け入れについて、学部及び大学院ともに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー（以下、AP）の策定と周知を行い、それに基づき入学生の受け入れをしている。学部は令和 2 年度から定員割れで令和 4 年度は入学者 55 名（69%）へ減少したため、学長を中心に大学運営・質保証推進会議で検証し、創立 10 周年事業として入学金 0 円等と入試改革やスクールバス路線拡大に努め、令和 5 年度は 76 名（95%）に回復した。学修支援は、教職協働の教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生支援委員会および教員によるチューター制度と学修支援体制は整備され、中途退学、休学及び留年へ対応している。TA 制度は、社会人の院生が多いため導入していないが検討の余地がある。

キャリア支援は、看護職を目指す学生が多いため教育課程内外を通じての社会的・職業自立に関して意識が高く、学生支援委員会や教務・カリキュラム委員会の支援、チューター制度を活用して、看護師、保

健師、助産師の国家試験合格率も高く、卒業後は就職率と進学率を合わせ毎年 100%の実績である。学生サービスは、学生生活支援委員会を設置し、課外活動支援や心身の健康相談、保健室の看護師が体調不良等に対応している。「法人鉄蕉会奨学金制度」等の修学支援制度があり、大学近隣に学生専用住宅もある。

学修環境の整備は、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理がなされている。メディカルセンターをはじめとした実習施設と連携を図り、図書館では図書委員会で有効活用の検討をし、授業を行う学生数の適切な管理を行い、コンピューターなどの IT 設備の利便性が増すよう整備している。学修支援に関する意見・要望等は「学生による授業評価アンケート」や「学生生活満足度・実態調査」で満足の高い評価を得ており、課題についても適切に検討し改善につなげている。以上から、基準 2「学生」について概ね基準を満たしているが、学部入学者の定員充足に向けて引き続き改善が必要である。

「基準 3. 教育課程」について

学部および大学院のディプロマ・ポリシー（以下、DP）は、本大学学則や本大学院学則に定める目的や教育理念に基づき策定され、学生便覧や HP 等に掲載し周知されている。学部における単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準、大学院における単位認定基準及び修了認定基準及び学位論文に係る評価基準は、各 DP を踏まえた上で適切に策定され、学生便覧や大学院要覧、HP 等に掲載しオリエンテーション等で周知した上で、厳正な適用を行っている。学部および大学院のカリキュラム・ポリシー（以下、CP）も、各 DP に到達する人材育成の実現に資するべく一貫性をもって策定され、学生便覧や HP 等で周知している。CP に沿った教育課程の体系的編成もなされ、学部では教養教育に相当する基礎教養分野として配置され、教授方法にアクティブラーニング等を取り入れ行っているが、IR 分析で効果がわかるとよい。国際交流も行っているため、その実績も特徴として打ち出すとよい。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は卒業生や就職先に調査をし、看護実践力状況等を分析し、教育課程に反映している。学生による授業評価を基に、教育内容・方法及び学修指導等の改善に反映させ、「学生による授業評価・教員による授業評価」として図書館に置き、学生へフィードバックもしている。以上から、基準 3「教育課程」について基準を満たしているが、IR 分析による資料があるとよい。

「基準 4. 教員・職員」について

本大学学則及び本大学院学則に則り、ガバナンスコードで学長の責務として、大学における意思決定と教学マネジメントにおける適切なリーダーシップの確立と発揮を行っている。大学運営に関わる重要事項は「大学運営・質保証推進会議」において調整・協議し、教授会や大学院教授会等の各委員会と緊密な連携をとり、学部長や研究科長を置いて権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。法人には総務統括部と財務統括部を置き、管理運営理事の下、運営に当たっている。大学事務局は、事務組織規程に基づき事務分署に職員を配置し、役割の明確化等により、大学全体を支える仕組みで教学マネジメントの機能性を有している。

教育目的及び教育課程に即し、教員選考規程、教員選考基準及び運用方針を定め、選考委員会を開催して厳正な採用や教員業績評価結果も踏まえた昇任審査を行い、適切な教員確保と配置に努めている。FD については、大学運営・質保証推進会議にて立案等行い、実習指導や科研費獲得のコツ等の教育内容・方法の工夫・開発と効果的な研修を毎年行っている。SD も大学運営・質保証推進会議所掌の下、情報セキュ

リティ基礎知識やハラスメント防止研修等、大学運営に関わる職員の資質・能力向上へ取り組んでいる。研究棟における研究環境の整備と適切な運営・管理がされている。「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」に即して研究倫理審査委員会を設置し、研修会等実施概要を制定し、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。研究活動に関しては、教育研究費が職位に応じて配分され、学長裁量経費特別研究費の交付も行われ、活性化に努めている。以上のことから、基準4「教員・職員」について基準を満たしている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の国の関係法令を遵守し、寄付行為をはじめ「利益相反ポリシー」、「個人情報保護規程」、「公益通報者保護規程」等を定め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。本大学学則及び大学院学則等に掲げている使命・目的の実現に向けて、理事会や評議員会で策定した第二期中期計画に沿い、各年度事業計画に基づき予算編成や執行、監事による監査や外部監査を実施し、健全な財政運営を遂行できるよう継続的に努力している。環境保全や安全面として海に近いため塩害防止対策を強化し、敷地内全面禁煙等、健康・衛生面に留意している。人権保護は「法人ハラスメント防止等に関する規程」「法人個人情報保護規定」等を基に、学生・教職員へ配慮している。

理事会は、法人寄付行為に則り、大学の使命・目的の達成に向けて最高意思決定機関として定められ、学内外の理事で広い知見を得られる構成であるが、看護学部・看護学研究科として専門性の高い理事を複数配置した体制に整備することが望まれる。法人の理事会の意思決定に関して評議員会から諮問される構造にあり、経営会議のほか、理事会の審議・決定事項は教授会、学科会議等で報告され教職員に共有されて、監事や監査法人も財務状況や理事の業務執行状況などを相互にチェックする機能を有している。

法人第二期中期計画に基づき各年度収支予算案及び事業計画がなされ適切な財務運営が確立されている。法人経常収支差額は令和5年度にマイナスに転換したが、資金収支上における収入と支出のバランスは多岐にわたる寄付金により概ね維持されている。今後、より安定した財務基盤の確立と収支バランスを適正に保つためには、入学生獲得による学納金の確保を柱に、法人規模に見合った適切な経費執行や科研費など外部資金確保に向けた改善が必要である。そのためにも適正な会計処理を行っていきながら経営状況と課題の明確化をし、対処案の作成が求められる。会計監査の体制整備もされているため、厳正に実施している。以上のことから、基準5「経営・管理と財務」について基準を満たしている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証を保つために、学長を議長にした大学運営・質保証推進会議を設置して自己点検・評価の重要事項を担い、意思決定されたものを、学長直下の「学長戦略室」の評価部門とIR部門、さらに令和4年度より「内部質保証プロジェクト」を立ち上げて組織を整備し、責任体制を確立している。自主的・自律的な自己点検・評価を、教育活動評価・授業評価・看護実践能力習得度評価・研究活動評価・社会貢献大学運営評価や財務評価・教員自己評価などを基に実施し、大学全体で2年毎に行い、結果を共有している。IR部門では、学部と大学院の入試や大学全体の教務・研究をはじめとするデータを収集し、分析結果を内部質保証プロジェクトに報告し、評価部門で自己評価を行い、教授会、学科会議で報告し、課題ごとに改善の検討を行い、PDCAサイクルを確立し機能している。しかし、入学者減少の中、入試選抜方法別に入学後の成績推移や国家試験不合格との関連等を分析し、入試改革に活かしている資料があるとよい。以上から、基準6「内部質保証」について基準を満たしているが、IR分析の資料があるとよい。

「基準 A」について

本大学が、少子高齢化などが進む中、認知症カフェの実施や初等・中等教育へのサポートなど、南房総地域のニーズに応じた大学が果たす役割を担っている。以上から、基準 A を満たしている。

「特記事項」について

本大学は、世界標準の医療評価認証取得の医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターが主な臨地実習先となり、看護教育 70 年の歴史を有する施設であることから、学生へコロナ禍においても手厚い実習指導を受けている。看護部と国際交流も交えた多岐にわたる教育・研究・キャリア支援を図ることは特記すべき点である。

以上